

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、大企業、中小企業等の事業者（以下「補助対象事業者」という。）による再生可能エネルギー設備の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が補助することにより、原油価格等の高騰に直面する事業者の化石燃料の消費を抑制するとともに、産業・業務部門における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備をいう。
- (2) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体を除く。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者（みなし大企業は除く。）
 - イ その他知事が認める者であつて、常時使用する従業員の数が300人以下のもの
- (3) 「大企業」とは、前号の中小企業等の事業者に該当しない者をいう。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額)
第4条 補助対象事業者は、再生可能エネルギー設備を導入する大企業、中小企業等の事業者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 補助対象事業は、愛知県内の産業・業務用施設に対し、再生可能エネルギー設備を導入することにより、導入前の施設全体に比して二酸化炭素排出量を削減する事業とする。

4 補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表1によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書(様式第6)を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第7のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と2023年2月28日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8)により補助対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

- 3 補助対象事業者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 9）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の提出部数）

第 14 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（雑則）

第 15 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2022 年 8 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	設計費、設備費及び工事費	
補助率	大企業	1 / 2
	中小企業等の事業者	2 / 3
補助限度額	大企業	7,500万円
	中小企業等の事業者	1億円
補助金の額	次の(1)と(2)と(3)とを比較して最も少ない額（1万円未満切り捨て）を補助金の額 [※] とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額 (3) 太陽光発電設備を設置する場合にあっては、太陽光発電出力(kW)に、1kWあたり23万3千円と所定の補助率（1 / 2又は2 / 3）とを乗じて得た額 [※] 補助対象事業について国又は他の地方公共団体から助成・補助金の交付を受ける場合にあっては、当該助成・補助金の額を控除した額とする。	

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。
- 2 設計費は、補助対象事業の実施に必要な機械装置等の設計に必要な費用をいう。
 設備費は、補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な費用（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）をいう。
 工事費は、補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事の費用をいう。
- 3 以下の経費については補助対象外とする。
 - ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
 - ・消費税及び地方消費税
- 4 補助限度額は一事業者あたりの補助限度額とする。
- 5 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。